

告示

埼玉県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん北本

埼玉県北本市北中丸一丁目七十五―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千四百二十一平方メートル

（変更後） 三千七百八十八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前） 駐車場 位置 図面省略 収容台数 二百二十一台

（変更後） 駐車場 位置 図面省略 収容台数 百四十一台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 百八台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 百九台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前） 位置 図面省略 面積 三百九十二平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 面積 四百五十五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 容量 七十五立法メートル

（変更後） 位置 図面省略 容量 七十九・五立法メートル

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前六時から午後十時まで

（変更後） 午前六時から午後十時まで 外

ハ 変更年月日

令和七年一月二十二日

ニ 届出年月日

令和六年五月二十一日

二 縦覧期間

令和六年五月三十一日から令和六年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年五月三十一日から令和六年九月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課